

常陸国牛久陣屋の内部構造の変化と跡地利用

—幕末から明治中期を対象として—

有賀 由紀子

- I. はじめに
- II. 牛久城の変遷と陣屋の形成
- III. 幕末期における陣屋増築の経緯
 - (1) 幕末期の牛久宿と陣屋
 - (2) 参勤交代の緩和と陣屋の増築
- IV. 増築後の陣屋の内部構造
 - (1) 御殿内部の構造
 - (2) 長屋及び外屋敷の構造
- V. 陣屋の跡地利用と旧藩士の居住地移動
 - (1) 版籍奉還後の牛久藩と陣屋の跡地利用
 - (2) 旧牛久藩士の土地所有
- VI. おわりに

I. はじめに

従来、歴史地理学における近世陣屋の研究対象は、多くが畿内及びその周辺やそれ以西の地域であった¹⁾。これらは1万石大名や高禄の旗本が構築した陣屋であり、その中には陣屋、侍屋敷地区、町屋敷地区が一体化した、いわゆる「陣屋町」とよばれる形態をもつ陣屋もある²⁾。そこで渡邊³⁾は、近年の陣屋町研究は中島⁴⁾の指摘する「一万石大名の城下町」と藤岡⁵⁾が定義する「陣屋町」とを区別して用いる意味が薄れているという問題点を指摘し、小・零細藩の城下町・陣屋町の総称として「小城下町」という語を新たに用い、小城下町研究の可能性を展望した。さらに土平⁶⁾は、畿内及びその周辺やそれ以西で

みられる陣屋の形態とは異なる事例として、陸奥国南部の陣屋を取り上げ、「陣屋町」という語を捉え直した。そして近世陣屋と町の形態に関して再検討を行っている。

このように近年、陣屋及びこれを含む地域の中心集落の形態について再検討がなされるようになり、一定の研究成果が提示されたが、いまだ東日本における陣屋及びこれを含む地域の中心集落の形態に焦点を当てた研究は少ない⁷⁾。加えて、陣屋内部の形態を考察した報告はみられるが⁸⁾、その変容を取り上げた報告は皆無である。

また、小葉田⁹⁾、矢守¹⁰⁾、金坂¹¹⁾らによって明治以降における旧城下町の土地利用と内部構造の変容についての研究がなされたものの、上記の研究の分析対象は旧城下町に限定されており、地方もしくは地域の中心であった陣屋を含めた旧中心集落のそれに関する研究はなされていない。よって、旧城下町だけではなく、陣屋を含めた旧中心集落をも考察対象に加え、少なくとも幕末から明治期までを視野に入れて研究する必要がある。

以上の研究課題を踏まえ、本稿では小藩大名山口氏の常陸国牛久陣屋を取り上げる。牛久藩は、幕末期に陣屋の増築を行っており、現在でも陣屋増築の際の絵図が3点残っている¹²⁾。そこで、本稿ではこれらの絵図をもとに幕末期における牛久陣屋増築の経緯とその内部構造について明らかにする。そのうえで、

キーワード：牛久藩、陣屋、藩士、土地利用

明治29 (1896) 年に作成された土地台帳¹³⁾より、明治維新後に帰農した旧藩士の居住や土地所有に着目して、旧陣屋の跡地利用について考察する。既往の陣屋町の研究では、旧藩士による土地利用をテーマとした研究はみられない。なお、牛久藩の藩政や牛久宿の機能、ならびに主要な牛久藩士の帰農については鈴木¹⁴⁾や木村¹⁵⁾による研究があるが、牛久陣屋やその集落部の範囲を含めた研究はなされていない。

牛久陣屋が構築された常陸国河内郡城中は、現在の茨城県牛久市城中にあたる(図1)。城中は、牛久沼の北岸の舌状台地の先端に位置し、西部に牛久沼へ続く稲荷川が流れている。現在、この地域の東部にはJR常磐線及び国道6号線が南北に通っており、北東部の牛久市牛久には牛久宿があった。かつて水戸道中は国道6号線を北西へ屈曲して通っていた。

II. 牛久城の変遷と陣屋の形成

城中に陣屋が設置される以前、この地には牛久城が存在していた。城中という名称はこの牛久城城郭に由来する。牛久城は天文期後半(1550年頃)に常陸国河内郡一帯を支配していた岡見氏によって築かれたといわれている¹⁶⁾。天正18(1590)年には豊臣勢の進出により岡見氏の牛久城は落城し、同年由良国繁が、領地替により、上野国の金山城を召し上げられ、その代わりに牛久領5,400石を秀吉から安堵された。しかし、元和7(1621)年に由良氏は改易となり、牛久城は廃城となる。廃城後、元和9(1623)年の所領再給から寛永6(1629)年の山口氏入封までの6年間、城中近辺は幕領となり、幕府代官による支配を受けた¹⁷⁾。

天正18年に入封した由良国繁は、家中屋敷割を行うため、牛久城下を中城・南原・梅

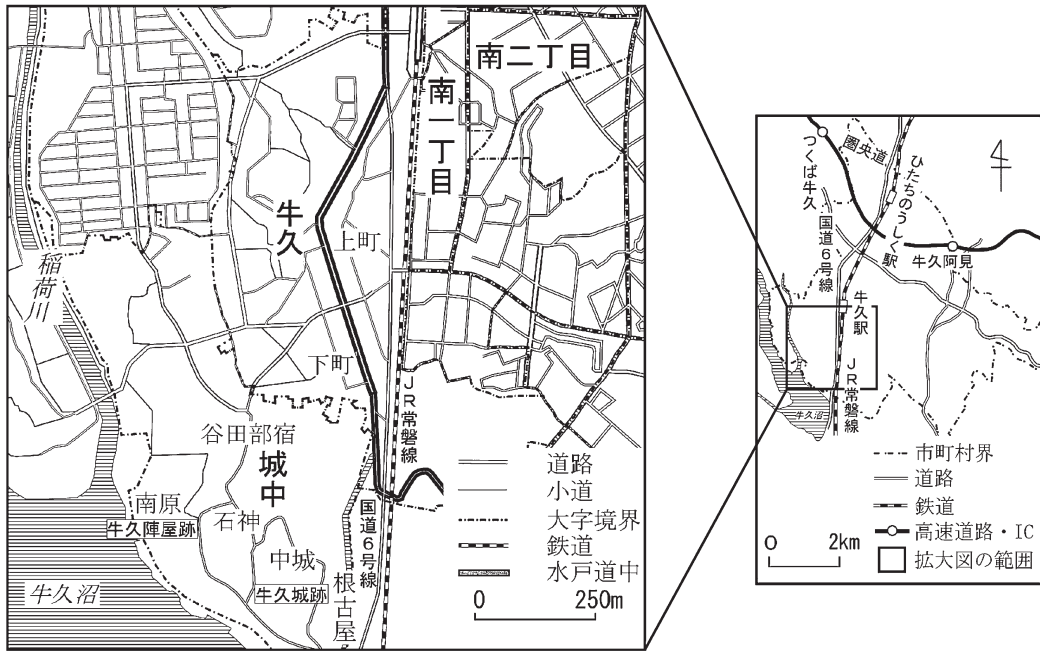


図1 研究対象地域

平成22(2010)年25,000分の1地形図及び平成23(2011)年2,500分の1国土基本図をベースマップとして作成。大字境界は現在の境界を表わしている。

作・衣崎・根古屋・石神・矢田部の7地区に定めた¹⁸⁾。内5地区に家臣団を移住させ、その屋敷割は中城24人、南原35人、梅作11人、衣崎11人、根古屋7人であった¹⁹⁾。この分布を示したのが図2である。図2より、牛久城本丸に隣接する中城地区に比較的多くの家臣が集住しているが、本丸から離れた南原地区に最も多くの家臣が居住していることに気がつく。この理由はわからないが、後に牛久陣屋はこの南原地区に設置されることとなる。

なお、由良氏は牛久領を没収された後、常陸国河内郡内に10か村約1,650石とこれに隣接する筑波郡内3か村約430石の計約2,080石を宛がわれ、旗本として上記の所領を知行した²⁰⁾。

寛永6年、山口重政は徳川秀忠から常陸国河内郡と遠江国内に15,000石を拝領する。このうち3,300石が常陸国河内郡旧由良氏領に宛がわれた²¹⁾。山口氏の所領が常陸国及び下

総国東部の常総地域に集約されたのは、重政の子弘隆が藩主であった寛文4(1664)年9月のことであった。この時、重政の遺領のうち、五男の重恒が5,000石を受け継いでおり²²⁾、弘隆の表高は10,017石となっていた。常総地域に集約された牛久藩領は、①重政時代から所領としていた河内郡内の牛久領、②弘隆時代に遠江国内の所領を近江国内へ、さらにこれを常陸国新治郡内に移してできた新治領、③牛久領の一部が振り替えられた下総国岡田郡、ならびに豊田郡内の下妻領、そして④相馬郡内の駒馬領の4つの地域に分けられる²³⁾(図3)。山口氏は小藩大名であり、明治元(1868)年の①~④の実高は、牛久領約3,612石、新治領約5,851石、下妻領約1,833石、駒馬領約1,195石となっていた²⁴⁾。

寛文9(1669)年、弘隆は牛久領の旧牛久城下であった城中村に陣屋を設置した。以下、陣屋が牛久領の旧牛久城下の一角、南原地区に設置された理由を考察していきたい。

まず、陣屋が牛久領に設置された理由として、牛久領は山口氏の所領が常総地域に集約される以前の、重政時代からの所領であったことがあげられる。所領を支配する上で、最も古くから支配下に置いていた牛久領を拠点とするのは当然のことであろう。牛久藩領の中では、新治領の村高が一番多いが、ここに陣屋を設置しなかった理由は、新治領が一円知行ではなかったためだと考えられる。その一方で、牛久領は比較的一円知行であり、こういった条件が陣屋のもう一つの設置理由としてあげられる。牛久領の中でも城中村はかつての牛久城下であったため、軍事的に適所でもある。

一方、他藩の中には、交通の要所であり、宿機能が発達していた街村集落に併設する形で陣屋を設置した例がみられる²⁵⁾。牛久陣屋の場合、これが設けられた南原地区から牛久宿までは約1.4kmの距離があり、陣屋が宿場に併設されていたとは言えない。

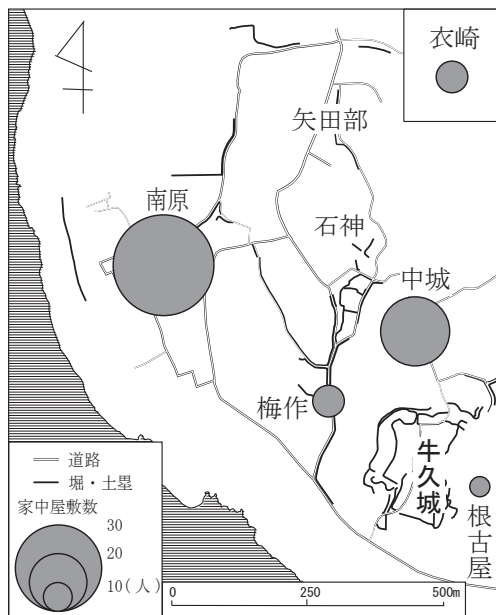


図2 由良氏家中の集住地区

〔新田由良事林系図諸由来記〕(注18) 3-8頁に所収。) 明治29(1896)年「地押調査更正地図」をベースマップとして作成。「衣崎」の場所は特定できなかった。

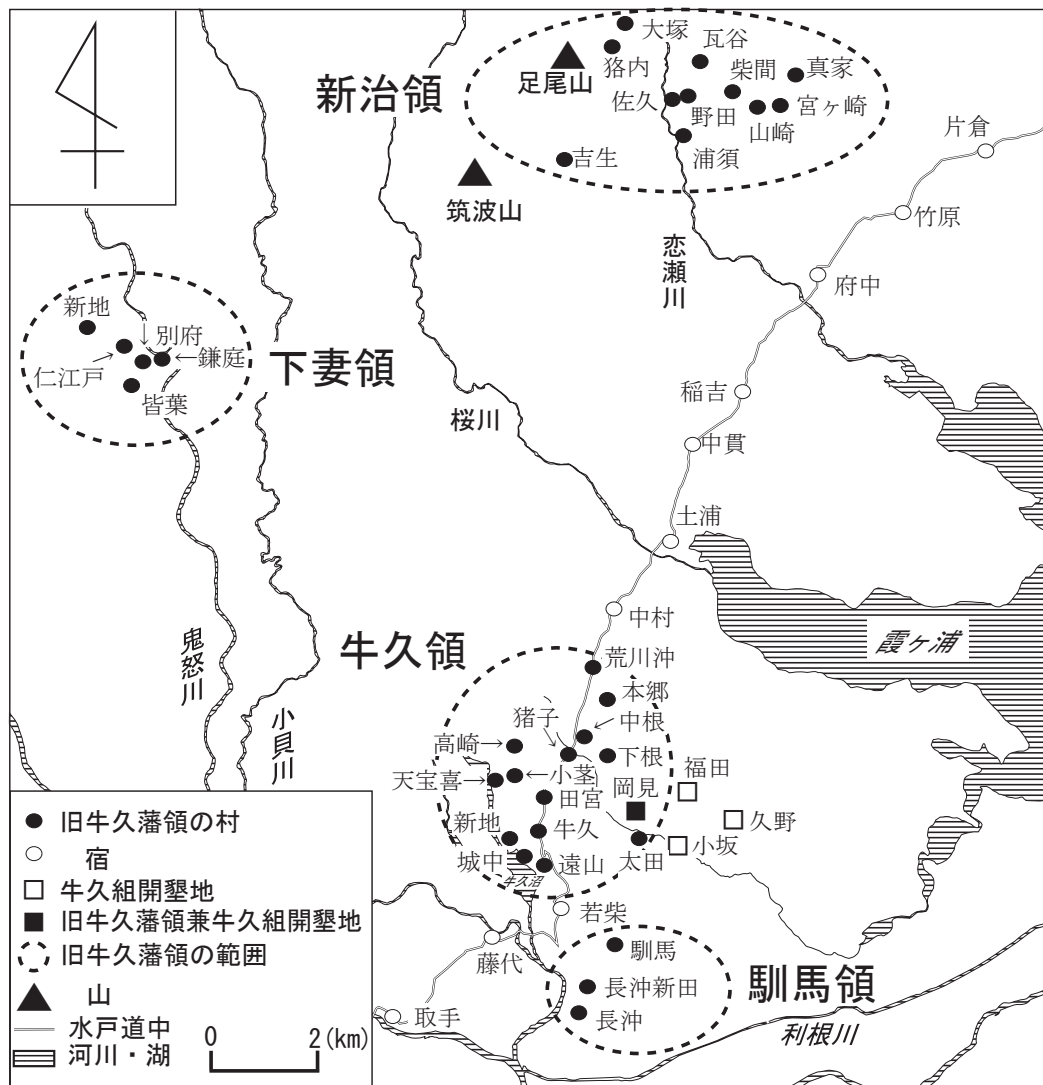


図3 明治初期における旧牛久藩領の分布

注20)と注48)をもとに50,000分の1旧版地形図(明治38(1905)年測図)をベースマップとして作成。

それでは、牛久陣屋が南原地区に設置されたのは何故か。その理由として、南原地区が牛久城・水戸道中と舟運によって結ばれていた点を指摘できる。牛久城は舌状台地の先端に位置し、かつ牛久沼に接している。一方、牛久沼周辺の水戸道中は、牛久沼の湿地帯を迂回するルートであった。このため、水戸道中を通行する旅人のなかには、牛久宿から舟

を利用して牛久沼を渡った例がある²⁶⁾。人の通行のみならず、物資の移動も同じことがいえる。さらに南原地区は、牛久沼に注ぐ稲荷川の河口付近に位置する。このように、城中の南原地区は物資を運搬するには最適な場所であった。実際に、陣屋には正規の入り口の他に、「沼御門」という牛久沼に続く門がある(図6参照)。牛久沼や稲荷川から運ば

れてきた物資は、この「沼御門」を通過して陣屋に運ばれたのであろう。

以上から、牛久藩が牛久領旧牛久城下の一角である南原地区に陣屋を設置した理由として、この地域が古くより山口氏による一円知行がなされていたこと、軍事的に有意な場所であったこと、そして、水運の便に適していたことがあげられる。

Ⅲ. 幕末期における陣屋増築の経緯

(1) 幕末期の牛久宿と陣屋

前章で述べたように、牛久陣屋は牛久宿に併設していたとはいえない。しかし牛久宿は、陣屋からは比較的身近な距離にあり、かつ牛久藩領最大の町場であった。また、宿の成立時期は寛永初期(1624~1629)頃と推定され²⁷⁾、山口氏が牛久に入封する頃にはすでに成立していた。山口氏が陣屋に滞在している間や陣屋詰の藩士達が、牛久宿を利用して生活していたことは想像に難くない。

山口氏の参勤交代は、毎年2月に江戸赤坂の上屋敷から1泊2日で牛久陣屋へ向かい、8月には江戸へ戻るという形態で行われた²⁸⁾。したがって、藩主の牛久陣屋での滞在は、田植えから収穫期までの半年であった。領内からの年貢収納は割元名主が担い、宿駅の機能は問屋が担った。

天保12(1841)年、牛久宿の中ほどに問屋飯島家があり、本陣の佐野家、旅籠、茶店、湯屋など124軒ほどの家並みが続いていた²⁹⁾。牛久宿には脇本陣はなかったが、本陣北の正源寺が脇本陣の機能を果たしていたという³⁰⁾。

図4は、幕末期の牛久宿を復原したものである。おそらく、牛久宿の成立時に、これは上町と下町に分かれており、その後、北東へと屈曲した部分に新町が設けられた結果、上町が中宿と新町に区分されたものと考えられる。図中の(A)~(E)は、それぞれ(A)文化元年(1804)年、(B)安政6(1859)年、(C)文久2(1862)年、(D)慶応4(1868)年にはすでに

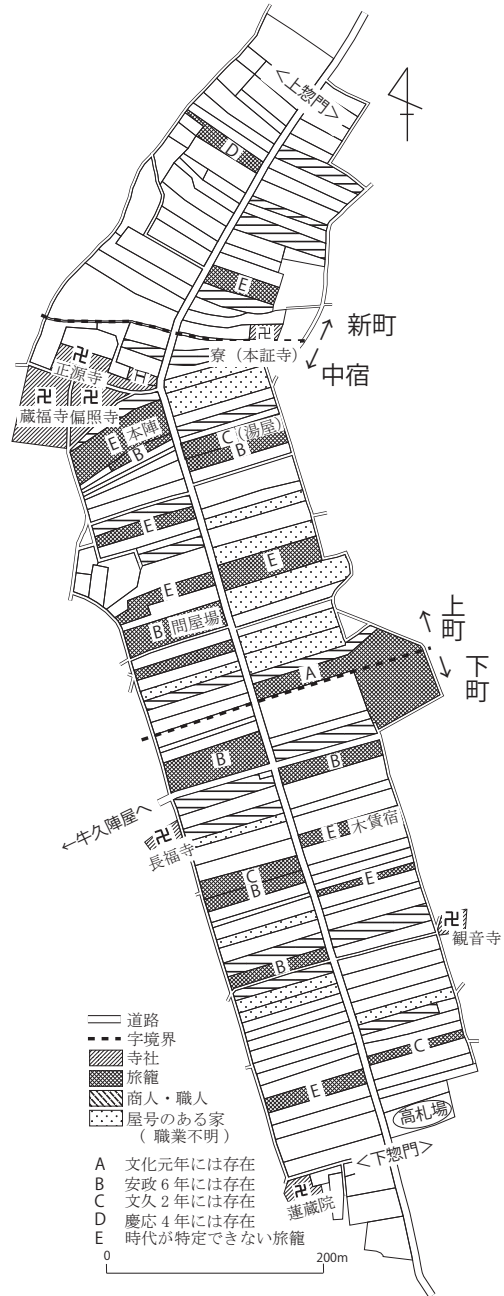


図4 幕末期における牛久宿の復原図

注15) ②48頁に掲載された図を参考に住民への聞き取りにより作成。明治29(1896)年「地押調査更正地図」をベースマップとした。

存在していた旅籠、そして(E)時代が特定できない旅籠を指している³¹⁾。図4で示したように、19世紀初頭から幕末期にかけての牛

久宿では、旅籠の数が増加していった。木村の研究によると、安政6年には8戸の旅籠³²⁾が、文久2年にはそれらに加えて7戸の旅籠が存在していた記録が残る³³⁾。旅籠数の増加は、幕末になるに従い、水戸道中の交通量の増加を反映したものと考えられる。

文化元(1804)年10月、藩主不在のなか、牛久助郷一揆が勃発した。牛久宿では、まず問屋の飯島家が襲撃されたが、本陣や陣屋は、陣屋詰の藩兵の他に江戸屋敷から派遣された藩兵、土浦藩、谷田部藩、仙台藩竜ヶ崎陣屋などからの援兵や領内の農民の警護により、襲撃を免れている³⁴⁾。

以上述べたように、行政機能を担う牛久陣屋と商業機能を担う牛久宿は、空間的には連坦していないが、相互に密接な関係を有していたと考えられる。

(2) 参勤交代の緩和と陣屋の増築

文久2年8月、文久の改革のなかで、幕府は参勤交代の条件緩和に踏み切った。それは欧米列強の進出に備え、諸大名の財政負担を軽減し、国力の増強と沿岸防備を固めることを目的とするものであった。幕府は、諸大名の参府を3年に1回とし、在府期間も大幅に短縮した。さらに、妻子の居住を自由とした³⁵⁾。このため、牛久宿を通行する参勤交代も減少した。

これを受け、牛久藩では文久3(1863)年に陣屋の増築を行っている³⁶⁾。「常陸国牛久御陣屋大絵図」、「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」及び「三屋敷御買上絵図」は、当時の陣屋増築の状況を描いたものである。牛久藩は、江戸から戻ってくる妻子の部屋を、藩主の居館にあたる「御殿」内部に増築した。さらに江戸詰の家臣団の屋敷地を設けるため、畑地と3戸の百姓屋敷を買い上げ、畑地を「長屋」、百姓屋敷を「外屋敷」と称した。なお、居館にあたる建物のみを「陣屋」と称する場合があるが、本稿では「常陸国牛久御陣

屋大絵図」に従って、家臣団の屋敷地を包括した空間を「陣屋」と呼ぶことにする。

「常陸国牛久御陣屋大絵図」の端書には、増築前後の陣屋の変化が詳細に記されている。増築以前の陣屋の敷地坪数を墨で、文久3年以降、新しく買い上げた畑地と百姓屋敷の坪数を朱で明記している。端書によれば、陣屋増築以前、陣屋は平地3,726坪7合5勺、御殿周辺の山地6,596坪7合5勺、菜園888坪2合5勺、道及び土手202坪の計11,413坪7合5勺の敷地面積を有していた。陣屋増築以後は、買い上げた畑地1,097坪半、百姓屋敷1,387坪2合5勺を加え、総計13,897坪半に拡大した。ただし、牛久陣屋の敷地面積が増加したといっても、江戸の下屋敷よりは狭かった。

図5に、「常陸国牛久御陣屋大絵図」、「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」、「三屋敷御買上絵図」を参考に、「御殿」と「長屋」、「外屋敷」の空間配置を示した。山林に囲まれた場所に「御殿」が位置し、これに付随する形で「長屋」が設けられている。「御殿」と「長屋」を土手と堀で仕切り、両者の間には門が設置してある。「外屋敷」は「長屋」の東側に位置し、百姓屋敷に囲まれており、「外屋敷」のカギ型の道は「御殿」への入り口である。このように「長屋」と「外屋敷」を土手や堀の外である郭外に設置したことで、藩士の屋敷地は他の百姓屋敷と隣接することになった。

ここで牛久藩が、妻子の居住空間を御殿内に、また、家臣団屋敷を御殿外に設置することで、以前に比べて藩の在地性を高めた点を指摘しておきたい。牛久藩が在地性を高めたのは、領内の支配力強化と財政安定化のためであったと考えられる。常陸国内では、万延元(1860)年に桜田門外の変、元治元(1864)年には天狗党の乱などが発生したことからも明らかのように、この時期水戸藩尊王攘夷派による運動が過激化していた。水戸道中にお

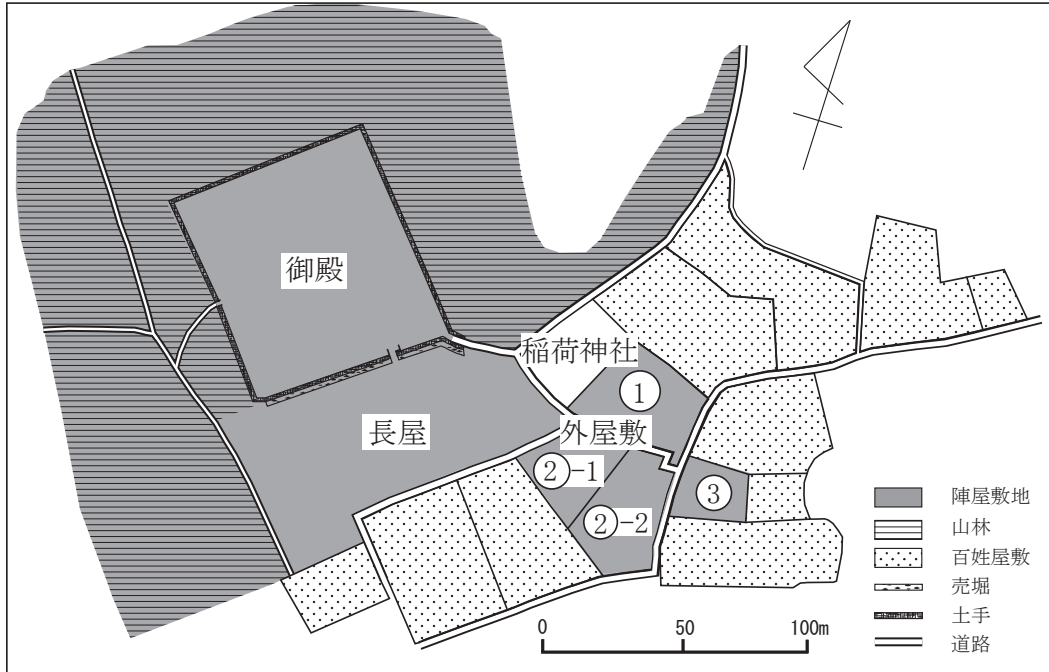


図5 文久3(1863)年頃の牛久陣屋における御殿・長屋・外屋敷の空間配置

注12)より作成。「外屋敷」に付した番号は本文の記述と一致。凡例の「売堀」は「空堀」の誤記と思われる。

いても元治元年に片倉宿名主宅の焼き討ち、真鍋宿の襲撃といった騒動が起きた³⁷⁾。同時に、水戸藩士を中心に諸家の上り下りの通行が激しくなり³⁸⁾、水戸道中ならびに常陸国の治安は決して良いとはいえなかった。実際に、幕府は筑波山で挙兵した尊王攘夷派の軍勢追討のため、高崎藩や笠間藩など上野国・常陸国の諸藩に出兵を命じている³⁹⁾。牛久藩領の新治領は筑波山の麓に位置しているため、牛久藩も何らかの形で尊王攘夷派への対応を余儀なくされていたのではなかろうか。以上から、尊王攘夷運動や治安悪化により、牛久藩は自衛のために在り性を高めたのではないかと考える。

IV. 増築後の陣屋の内部構造

本章では、牛久陣屋増築後の「御殿」、「長屋」、「外屋敷」の内部の建物や部屋の配置とその構造について、「常陸国御陣屋大絵図」、

「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」、「三屋敷御買上絵図」の表現内容より検討する。

(1) 御殿内部の構造

「常陸国御陣屋大絵図」は、文久3年に御殿内部に増築した建物を朱で描き、当時、すでに存在していた建物と区別して表現をしているため、「御殿」内部の増築部分を判断することができる。また、敷地面積や各棟、各部屋の間取りも詳細に描かれている。図6は、「常陸国御陣屋大絵図」をもとに文久3年頃の「御殿」内部の構造を図示したものである。

「御殿」の敷地面積は52間×50間半であり、その内部へは、東側の外屋敷方面から入った。このほか長屋へと通じる裏御門、牛久沼に面した沼御門が設けられていた。「御殿」内には、表御門をはさんで一直線上に連なる長屋門の形態をした棟、北西部の棟、中央部の棟の3棟と、文久3年に増築された中央部

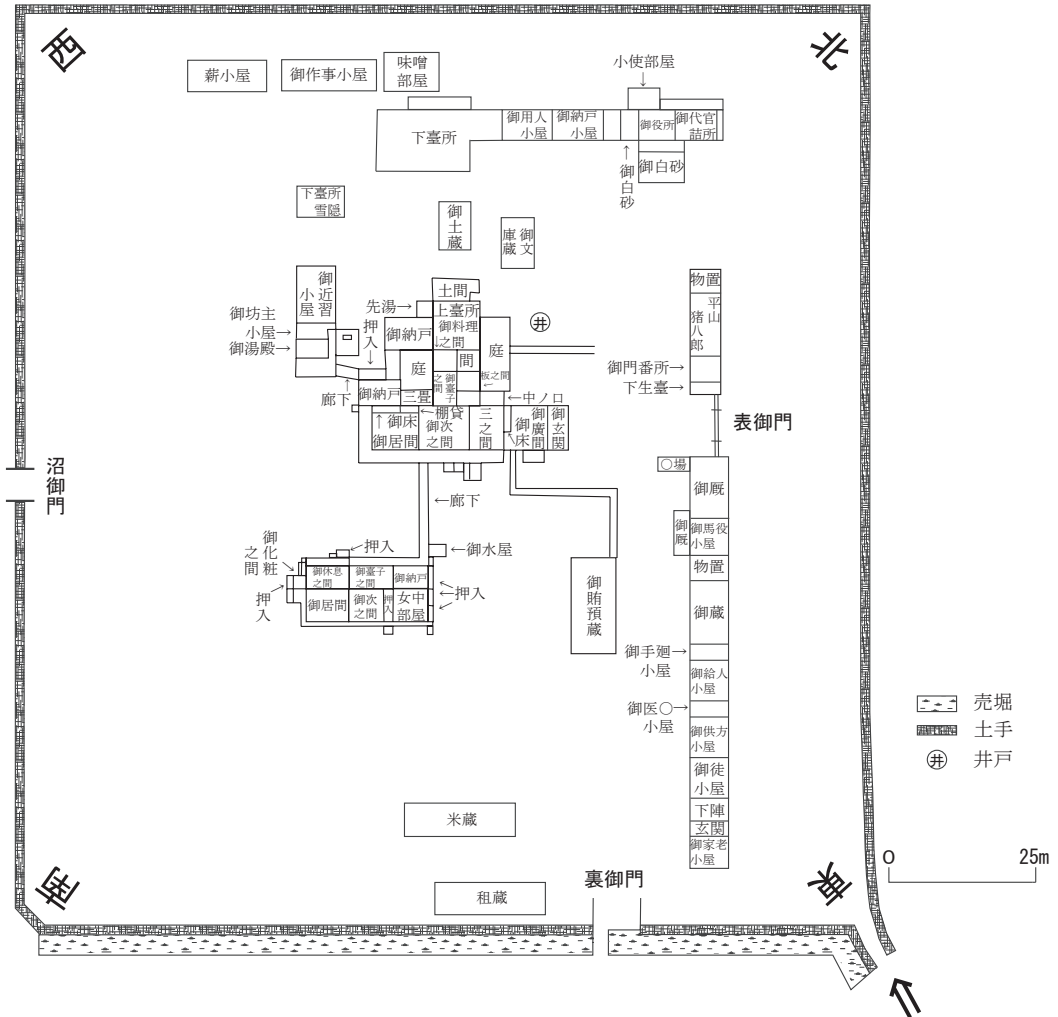


図6 文久3(1863)年頃の御殿内部の構造

注12) ②をもとに作成。「⇒」は筆者の加筆。「御殿」には「⇒」から入る。凡例の「壳堀」は「空堀」の誤記と思われる。

の棟から南東へ廊下を渡った新棟の、おおよそ4つの棟に区分される。その他に「米蔵」や「租蔵」、「薪小屋」といった蔵が置かれていた。

表御門から一直線上に連なる棟は、表御門と合わせて38間の長さがある。この棟には「御門番所」、「御厩」、「御馬役小屋」、「御給人小屋」、「御徒小屋」、「御蔵」などの他に、「御家老小屋」や「平山猪八郎」といった藩士名が記された部屋があることから、これら

が藩士の詰所部屋となっていたことがうかがえる。

北西部の棟は長さ26間の細長い建物である。「御用人小屋」、「御納戸小屋」、「御役所」、「御白砂」と記された部屋があり、牛久藩の政治的・行政的な機能を果たす空間であったことがわかる。

中央部の棟は、藩主が居住した「御殿」の建物である。表御門から入るとまず「御玄関」があり、次に接見部屋である「御廣

間]，「三之間]，「御次之間]と続く。「御居間]は藩主の居住部屋にあたる。他に「御納戸]，「上臺所]，「御料理之間]といった部屋が配置されていた。

さらに南東に建てられた新棟には，「女中部屋]，「御次之間]，「御居間]，「御化粧之間]と記した部屋が配置されており，江戸から戻ってきた藩主の妻子やその女中が居住した空間であることがわかる。

(2) 長屋及び外屋敷の構造

「長屋]の内部構造については，「御陣屋外屋敷並御長屋割之図]より，その詳細を知ることができる。「長屋]は前述のように畑地を買い上げた場所に建てられた。牛久藩は畑地に江戸詰であった家臣団の居住空間を設けるにあたり，「御陣屋外屋敷並御長屋割之図]に建物配置と部屋配列を描いたうえで，各部

屋に藩士の姓あるいは部屋の用途，さらにその間数を略記した。図7は，「御陣屋外屋敷並御長屋割之図]をもとに作成した慶応期(1865～1867)における「長屋]の復原図である。

図7より，「長屋]には御殿に続く裏御門にそって，およそ10間×60間の火除け地が設けられていたことがわかる。また，「吉野]や「室]など，13名の藩士が居住する長屋が3棟と「役馬]，「小頭]等の棟や「米蔵]，「租蔵]等の蔵が存在していた。なお，「拾式斬(軒)長屋地所]は，おそらく今後入居する予定の藩士の部屋であったと考えられる。各棟は柵によって仕切られ，短冊形に配置されている。藩士の部屋の間口は，それぞれ3間から5間ほどである。このように，「長屋]に設置された藩士の部屋は小部屋であった。さらに，「長屋]は蔵屋敷のような機能を果

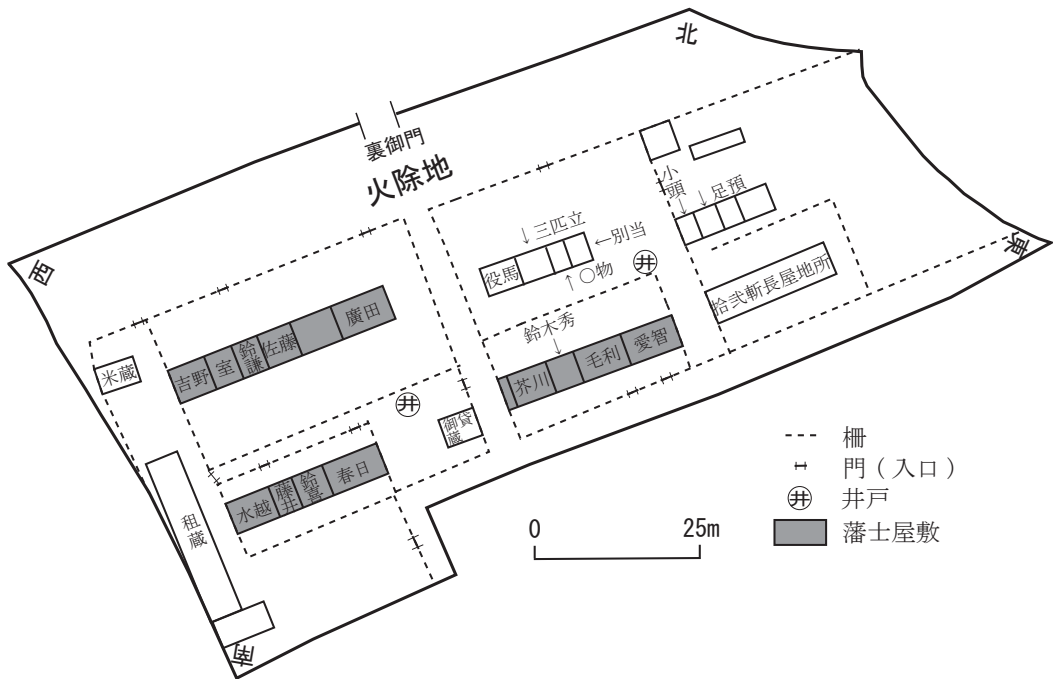


図7 慶応期における長屋の復原図

注12) ①より作成。「拾式斬長屋地所]は「拾式軒長屋地所]の誤記と思われる。

たしていた。これらの事実から、「長屋」が藩士の長期的な居住を目的として造成されたと考えることは困難である。

これに対し、百姓3屋敷を買い上げて新たに設置した「外屋敷」は、「長屋」とその性格を異にしている。「三屋敷御買上絵図」には、買い上げられた百姓屋敷の所有者と坪数が、「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」には、その後に居住した藩士の名前と坪数が記されているため、それらから「外屋敷」の設置の経緯がわかる。

図5の「外屋敷」の番号は、元来、それぞれ①孫右衛門、②弥左衛門、③近之助の3人の百姓が所有していたことを表している。①～③の屋敷が牛久藩により買い上げられた後は、藩士が居住することになる。①には野尻傳兵衛が居住した。②の屋敷は2つの土地に分割され、②-1に青木織右衛門、②-2に会美喜四郎、③に石川保が居住した。

百姓屋敷であった時期には、各屋敷の間口は、①が25間、②が17間、③が14間であり、同様に坪数は①が482坪2合5勺、②が687坪7合5勺、③が227坪2合5勺であった。しかし、藩士居住時期の坪数は、①が370坪(50坪は番所及び道の敷設分で実際は320坪)、②-1が311坪、②-2が319坪、③が208坪である。藩士の居住後、①～③の坪数が減少しているが、この差は、「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」が屋敷林や屋敷内の畑地分を除いて面積を記載していたことと、②の屋敷に関しては藩士居住屋敷の分割により生じたものと考えられる。

ところで、青木織右衛門は文久3年に用人を勤めた人物である⁴⁰⁾。牛久藩では用人は家老に次ぐ重職であり、財政をはじめ諸雑務を統括した⁴¹⁾。「常陸国牛久御陣屋大絵図」や「三屋敷御買上絵図」は、青木織右衛門が作成している⁴²⁾。明治維新後、青木家は城中村の戸長も勤めている⁴³⁾。さらに会美喜四郎は、最後の藩主山口弘達が始時まだ幼少で

あったため、名代役を勤めている⁴⁴⁾。

以上から、「外屋敷」に居住した藩士は「長屋」に居住した藩士とは異なり、土地の所有面積が大きく、かつ藩の重職を担う上級藩士であったことがわかる。したがって、藩は「長屋」を中・下級の藩士が臨時に居住するための、そして「外屋敷」を上級藩士が居住するための建物として明確に区別していたと言える。このように、牛久陣屋においては両者の階層に応じて居住空間が区分され、その用途も異なっていた。

V. 陣屋の跡地利用と旧藩士の居住地移動

(1) 版籍奉還後の牛久藩と陣屋の跡地利用

明治2(1869)年1月20日、版籍奉還が行われた。牛久藩は3月27日に版籍奉還を上表し、6月25日に藩主山口弘達は藩知事に任命され、藩士は牛久藩の官員に改められた⁴⁵⁾。

同年3月8日、藩は藩士に領内の字富士山に屋敷(富士山邸)を与えた。字富士山は反別18町7畝10歩の藩最大の藩有林で、富士山邸は水戸道中の東側に位置した⁴⁶⁾。牛久藩は、この富士山邸のほか、城中村とその隣村の牛久新田村、そして新地村への移住を認めた⁴⁷⁾。すなわち、牛久藩は江戸屋敷に居住していた藩士が官員として陣屋に戻るのに際し、「御殿」・「長屋」・「外屋敷」のみでは収容人数に限られていたため、新たな居住地を与えたと考えられる。

明治4年7月14日、明治政府は廃藩置県の詔書を発し、牛久藩は牛久県となった。同15日に弘達は藩知事を罷免され、政府は9月中に帰京するよう命じた⁴⁸⁾。官員であった旧藩士は8月に5名、9月に30名、11月に2名が退職している。11月13日には、牛久県は新治県と併合し、さらに多くの官員が職を失った。結局、新治県庁に官員として残ることができた旧藩士は、山口重理・青木又・小川賢勝・鈴木経徳の4名に過ぎなかった⁴⁹⁾。翌5年4月、牛久県庁は城中村へ、富士山邸は牛

久村に編入されている⁵⁰⁾。

小川賢勝は、明治を迎える以前は江戸の上屋敷に居を構え、代々留守居や用人などの要職を務めていた⁵¹⁾。彼は、明治5年5月に山口重理とともに官員を辞職し、翌月に城中村戸長に就任したが、10月には辞任している。その後、同7年2月に家禄奉還願を新治県に提出し、家禄13石の内、現米6石を奉還され、資本金185円余を下賜された⁵²⁾。また、青木又と鈴木経徳はこの年に依頼免職している⁵³⁾。

このように無職となった旧藩士の中には、帰農し、字陣屋(旧「御殿」)と字添屋敷(旧「長屋」, 旧「外屋敷」)の2か所に居住し続ける者もみられた。明治4年当時、このような世帯は52戸存在し、これらの宅地面積の合計は4反8畝18歩、菜園地は9反6畝28歩を数えた⁵⁴⁾。表1に、これら52世帯の旧藩士の名前と宅地面積を示した。この表より、字陣屋には23名の旧藩士が、字添屋敷には29名の旧藩士が帰農したことがわかる。また、宅地面積に着目してみると、字陣屋では10歩程度の宅地が、字添屋敷においては20歩以上の宅地が多いことが把握できる。

明治29年には、これらの地はすでに私有地となっていた⁵⁵⁾。そのまま字陣屋及び字添屋敷に居住する者がみられる一方で、城中村のその他の地域や隣村に定着する者、再び東京に戻る者が現れるなど、それぞれの事情によって旧牛久県庁の官舎を後にした。私有地化後の字陣屋及び字添屋敷は、それぞれ字陣屋38筆、字添屋敷39筆の全77筆に分筆された⁵⁶⁾。これらは畑地、宅地、原野、山林、神地として利用され、土地利用別にそれぞれの面積の割合をみると、畑地43%、宅地40%、原野8%、山林8%、神地1%となっていた。

旧城下町の場合、旧郭内は公園や神社、もしくは主要都市では軍用地や官公庁、学校として利用される傾向にあるが、停滞的な都市では山林や耕地となる例がみられる。また、

表1 明治4(1871)年以後の旧藩士とその宅地面積

字名	表2	旧帰農藩士	面積
陣屋 (23名)		大見銅蔵	2畝
		廣澤猪一郎	1畝23歩
		鈴木経徳	1畝8歩
	○	富田琢磨	1畝1歩
		大久保帛治	24歩
		桑田八郎	24歩
		久水辰三郎	23歩
		小出精柳	21歩
	○	池井源太	17歩
		萩原慎七郎	17歩
	○	古田喜傳次	17歩
		和田半三郎	17歩
		中沢森安	14歩
	○	飯島規道	13歩
	○	池田繁雄	12歩
	○	大竹勇作	12歩
	○	小川武雄	12歩
		熊本勝三郎	12歩
	○	角田政礼	12歩
		佐野榮蔵	9歩
	○	大場才助	8歩
	○	池内瀧雄	7歩
	○	瀬尾直記	7歩
添屋敷 (29名)		青木又	2畝23歩
		廣田信	1畝22歩
		愛智直簡	1畝19歩
	○	芥川静海	1畝19歩
		岩倉巖	1畝19歩
		萩谷利和	1畝19歩
		佐藤福	1畝16歩
		山口重威	1畝13歩
		上杉禮信	1畝11歩
		小畑詮平	1畝11歩
		毛利光彝	1畝9歩
		池田半平	1畝5歩
		林廣胖	1畝5歩
		山口重理	1畝5歩
	○	鷺尾求	29歩
		石渡直一	28歩
	○	春日直	28歩
	○	天野廣灯	25歩
		石川八郎治	25歩
	○	小川賢勝	25歩
	中島大雅	25歩	
	吉野貞服	25歩	
	國富興	24歩	
	鈴木雅弥	24歩	
○	鈴木快應	20歩	
	豊田正信	20歩	
	山本安蔵	17歩	
○	鈴木たか	12歩	
	田端長國	12歩	

注55)より作成。「表2」の欄の「○」は表2で示された旧藩士を示す。

旧侍屋敷の中には明治初期に一度水田や畑地、桑園として利用され、その後市街地化していく場合もあった⁵⁷⁾。牛久陣屋と停滞的な都市や旧侍屋敷の跡地利用には耕地化という共通点があるが、牛久陣屋の場合、宅地化の進展と公共的な役割を担う施設の欠落という特性もみられる。

しかしながら、牛久陣屋の跡地利用の特性は関東地方の陣屋全般にみとめられるものではない。たとえば、麻生藩の麻生陣屋（茨城県行方市麻生）や谷田部藩の谷田部陣屋（茨城県つくば市谷田部）は現在小学校として利用されている。さらに、一宮藩の一宮陣屋（千葉県長生郡一宮町）は公園、谷田部藩の茂木陣屋（栃木県芳賀郡茂木町）は町民センターとなっている。このように、関東の陣屋跡地には公共施設が建設されていることが多い。

(2) 旧藩士の土地所有

明治13年7月16日、小川賢勝は旧藩士の愛智直簡と会美四郎の3名で「荒蕪開墾之儀願」⁵⁸⁾を茨城県令人見寧に提出した。願書の内容は以下の通りである。

「信太郡飯倉村、布佐村、大形村、君嶋村、石川村、奥津村、小坂村、河内郡岡見村の原野の土地は従来荒蕪地であった。近年物価が騰貴し、生活は困難を極めてい。とくに旧藩の者共は侍の職を解かれ、家禄を奉還して資本金を拝受し農商業に従事したが、薄禄の上に慣れない営業で今後の生活の目途がたたない。対策として現今の物価高に乗じて開墾し農牧畜業を営み生計を立てたい。この件は旧藩士の間で相談し旧藩主も賛成している。ついては1反歩につき25銭の地代で10年間拝借し、成功のうえ地価を上納し地券の公布を受けたい。」

この開墾願いは11月10日に受理され、さらに翌年の追加分も加わり⁵⁹⁾、最終的に河内郡岡見村及び信太郡小坂村、福田村、久野村の

官有地を拝借することとなった(図3)。彼らは牛久組を結成し、同盟を呼びかけたが明治24年時点では16名に過ぎなかった⁶⁰⁾。

原野が払い下げられた明治26年11月24日⁶¹⁾、最終的に土地を取得した旧藩士は、小川賢勝、室直諒、会美友、山口重理、飯島規道、愛智作、鈴木勢吉、廣田信、鈴木経徳、青木又、岡部彦四郎の11名であった⁶²⁾。

翌27年以降、彼らは再度内部で所有権の売買を行っている。個々の売買の譲受人を見ていくと、これらの開墾地、計45町1反5畝18歩のうち、44町7反5畝26歩の土地を青木又が、3反9畝22歩の土地を小川賢勝が譲り受けており、所有権はこの2人に集中した⁶³⁾。さらに、明治28年中に青木又から多くの人達に売り渡されている⁶⁴⁾。このように、旧藩士の中には家禄奉還により得た資金を元手に、土地を開墾・購入し、これらの土地の売買を重ねていくことで生計をたてていた者もあった。

なお、表1の春日直は城中村の地主惣代の1人であり⁶⁵⁾、明治30年以後に払い下げられた城中地区の官有地であった数か所の土地を購入している⁶⁶⁾。春日家は「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」においてその家名を確認できる。現在も、小川家と春日家の子孫は城中に居住している。

さて、表2は、明治29年の旧藩士の字陣屋・字添屋敷における土地所有状況についてまとめたものである。表2より、明治29年時点でこの土地を所有または居住する旧藩士は18名であり、表1の明治初期に字陣屋及び字添屋敷に一時居住していた3分の2近くの者が他地域に移動したことがわかる(表1)。さらに、開墾事業に参加した11名の中で表2に該当する旧藩士は、小川賢勝と飯島規道の2名しかいない。しかし、表1では小川賢勝、山口重理、飯島規道、廣田信、鈴木経徳、青木又の6名が該当し、さらに名字のみであれば、表1や「御陣屋外屋敷並御長屋割

表2 明治29(1896)年における旧藩士の所有地
(旧牛久陣屋内)

帰農藩士名	字陣屋	字添屋敷
大場才助	宅地 1筆	—
瀬尾直記	宅地 1筆	—
池内瀧雄	宅地 1筆	—
富田琢磨	宅地 1筆	—
飯島規道	宅地 1筆	—
角田政礼	宅地 1筆	—
小川武雄	宅地 1筆	—
池田繁雄	宅地 1筆	—
大竹勇作	宅地 1筆	—
池井源太	宅地 1筆	—
天野廣灯	—	宅地 1筆
鈴木快應	—	宅地 1筆
古田喜傳次	宅地 1筆	—
春日直	畑 2筆	畑 1筆
芥川静海	—	宅地 1筆
	畑 1筆	畑 1筆
鈴木たか	—	宅地 2筆
	—	畑 2筆
鷺尾求	宅地 1筆	宅地 2筆
	畑 3筆	畑 1筆
小川賢勝	—	宅地 1筆
	畑 5筆	畑 3筆
	—	山林 1筆
	—	原野 2筆

明治29(1896)年「土地台帳」(注13)より抽出して作成。

之図」に記述された藩士のものとはほぼ重複する。すなわち、開墾事業に参加した旧藩士及びその他の旧藩士は、明治中期になると字陣屋及び字添屋敷に土地を所有または居住する者はわずかになり、彼らの多くは旧陣屋以外の旧藩領及びその他の地域に移動した⁶⁷⁾。

例えば、表2の富田琢磨は、新治郡大塚村を居住地としていた⁶⁸⁾。新治郡大塚村は牛久藩の飛地領である。富田家が、大塚村を居住地とした理由は、大塚村の庄屋である仁平家と婚姻関係にあったことがあげられる。また、旧藩士のなかには新たな職をもとめて居住地

を移した者がいる。表2の瀬尾直記や池内瀧雄は新治郡土浦町に居住し、小川武雄や池田繁雄は東京に居住していた。要するに、彼らの居住地は旧陣屋以外の旧藩領及びその他の地域であり、彼らは字陣屋・字添屋敷を別宅、あるいは貸付地としていたと考えられる。

その他に、字陣屋及び字添屋敷には居を構えていなかったが、字富士山に居住していた旧藩士の川角信堅は、明治8年3月31日に字富士山の宅地や畑地を貸し付け、旧藩領の下根村に移住し、小学校教員となった⁶⁹⁾。彼もまた、家禄奉還で得た資金と宅地や畑地の貸付金を元手に、新たな道を切り開いた。加えて、慶応4(1868)年に牛久宿に移住し、旅籠を開業した旧藩士もいた。現在、この子孫は商店を経営している⁷⁰⁾。

VI. おわりに

本稿では、小藩大名山口氏の常陸国河内郡牛久陣屋を研究対象とし、「常陸国牛久御陣屋大絵図」、「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」、「三屋敷御買上絵図」をもとに、幕末における幕府の参勤交代の緩和を機に増築された牛久陣屋の内部構造について検討した。さらに、明治29年作成の土地台帳より、明治維新後の旧陣屋跡の土地利用について、帰農した旧牛久藩士の居住並びに土地所有について考察した。以上の作業を通して得られた3つの知見を以下に示す。

第一点は、牛久藩は参勤交代の緩和により、文久3年に江戸から戻った妻子の居住空間を設けるため、「御殿」内部の建物の増築を行った点である。同時に、それ以前の牛久陣屋の敷地は「御殿」のみの単郭であったが、新しく畑地と百姓3屋敷を買い上げ、その地に家臣団の屋敷を建築した。これらの新築部分はそれぞれ「長屋」、「外屋敷」と呼ばれ、牛久陣屋は3郭となった。これにより、牛久陣屋の在り地性が高まった。

本論で得られた成果の第二点は、家臣団の屋敷である「長屋」と「外屋敷」の内部構造を明らかにしたことである。「長屋」は13名の藩士の居住部屋を設けた空間で、「外屋敷」は3戸の百姓屋敷を4名の藩士の屋敷に改めた空間であった。「長屋」の藩士の部屋の間口は3間から5間ほどであったのに対し、「外屋敷」のそれは14間から25間であり、かつ「外屋敷」に居住した藩士は牛久藩の重職を占めた上級藩士であった。すなわち、牛久藩は家臣団の階層に応じて「長屋」と「外屋敷」という二つの居住空間を区別していたのである。

第三点は、明治維新を迎え、廃藩置県により職を罷免された旧牛久藩士の土地所有の実態を把握したことである。職を失った旧藩士の中には、一時的に陣屋跡地で帰農するものの、明治中期になると家禄奉還により得た資金を元手として、農業、商業、公務員へとそれぞれの道を歩んだ。そして彼らには、陣屋跡地を中心に旧牛久領及びその周辺に土地を購入し、土着し続けていたという共通点がみられた。

以上、本稿では牛久陣屋を事例として、旧藩士の居住と土地所有について検討を行ったが、その普遍性について論じるまでには至らなかった。今後は、他の小藩大名の陣屋に関しても同様の考察を行い、この点を究明する必要がある。また、その成果をふまえて、牛久藩と関東、特に常陸国における幕末から明治中期にかけての藩士の実態について比較を試みたい。

(茨城大学・教育学研究科・院生)

〔付記〕

本稿の作成にあたり、茨城県立歴史館、牛久市立中央図書館、土浦市立博物館、水戸法務局取手出張所、ならびに牛久市の方々からは多大なるご協力を賜りました。また、本研究は茨城大学教授小野寺淳先生にご指導をいただきました。

た。心からお礼申し上げます。

なお、本稿の内容は日本地理学会2013年秋季学術大会「地図・絵図資料の歴史GIS」研究グループ集会において発表した内容を加筆・修正したものである。

〔注〕

- 1) たとえば、①大越勝秋「泉州伯太陣屋村の研究」地理学評論35-9, 1962, 31-39頁, ②土平 博「大和田原本陣屋町の地域構造」歴史地理学155, 1991, 1-21頁, ③土平 博「近世美作国における飛地領の変遷と陣屋」奈良大地理8, 2002, 12-27頁, ④土平 博「大和田芝村藩の藩領と陣屋形態」総合研究所所報10, 2009, 17-29頁, ⑤中林 保「近世鳥取藩の陣屋町」人文地理26-4, 1974, 86-102頁, ⑥矢野司郎「陣屋町の形態と構造について—近江高島大溝陣屋の場合—」歴史地理学紀要31, 1989, 153-168頁, ⑦米田藤博『小藩大名の家臣団と陣屋町(2)—中国・四国・九州地方—』クレス出版, 2011, ⑧渡邊秀一「山間小城下町の地域構造—備中国川上郡成羽の場合—」歴史地理学40-3, 1998, 23-41頁が挙げられる。
- 2) 前掲1) ②④⑤⑥⑦⑧で取り上げられた陣屋町。
- 3) 渡邊秀一「小城下町研究の問題点と可能性」立命館地理学9, 1997, 55-66頁。
- 4) 中島義一「一万石大名の城下町(第1報)」新地理10-2, 1962, 1-15頁。中島義一「一万石大名の城下町についての一、二の資料」歴史地理学紀要9, 1967, 175-187頁。
- 5) 藤岡謙二郎『日本歴史地理序説増補版』塙書房, 1962。
- 6) 土平 博「近世陣屋と町の形態に関する再検討—陸奥国南部を事例として—」奈良大学紀要37, 2009, 65-83頁。
- 7) 中島義一「一万石大名の城下町(第3報)その1」新地理13-1, 1965, 73-81頁, 中島義一「一万石大名の城下町(第3報)その2」新地理13-3, 1965, 28-38頁は、東北、関東、及び、北陸の一万石大名の陣屋の概観について報告をしたものだが、陣屋及び周辺の集落に関する詳細な分析を行っていない。

- 8) 戸祭由美夫編『文化遺産としての幕末蝦夷地陣屋・囲郭の景観復原—GIS・3次元画像ソフトの活用』平成22～25年度科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書(その2), 2014。
- 9) 小葉田亮「旧城下町景観」(京都大学文学部地理学教室編『地理論叢』古今書院, 1945), 31-76頁。
- 10) 矢守一彦「明治以降における旧「地域制」の変化と作用」(矢守一彦『都市プランの研究 変容系列と空間構成』大明堂, 1980), 349-378頁。
- 11) 金坂清則「土地利用・内部構造の変容」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座日本の封建都市第1巻』文一総合出版, 1982), 299-320頁。
- 12) ①「御陣屋外屋敷並御長屋割之図」慶応(1865～1867)頃, 土浦市立博物館所蔵。②「常陸国牛久御陣屋大絵図」文久3(1863)年, 茨城県立歴史館所蔵。③「三屋敷御屋上絵図」文久3年, 土浦市立博物館所蔵。
- 13) 水戸法務局取出手出張所保管。
- 14) 鈴木光夫「牛久藩の幕末財政改革」(地方史研究協議会編『茨城県の思想・文化の歴史的基盤』雄山閣出版, 1978), 130-158頁。鈴木光夫「牛久藩の成立」(鈴木光夫編『牛久町史 史料編(二)』牛久町, 1981), 13-28頁。鈴木光夫「幕末期の牛久藩」(鈴木光夫編『牛久町史 史料編(二)』牛久町, 1981), 29-44頁。鈴木光夫「元文四年牛久・荒川沖両宿定助郷騒動」牛久市史研究4, 1994, 58-66頁。
- 15) ①木村 宏「水戸道中牛久宿の助郷について」歴史研究(茨城大学)30, 1962, 43-46頁。②木村宏「牛久宿における宿駅制度の展開」(鈴木光夫編『牛久町史 史料編(二)』牛久町, 1981), 45-64頁。
- 16) 牛久市史編さん委員会『牛久市史 原始古代中世』牛久市, 2004, 379頁。
- 17) 牛久市史編さん委員会『牛久市史 近世』牛久市, 2002, 110-114頁。
- 18) 鈴木光夫『得月院誌』得月院, 1991, 3-4頁。
- 19) 前掲18) 4-8頁。
- 20) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳 関東編』近藤出版社, 1969。
- 21) 前掲17) 114-119頁。
- 22) 前掲17) 120頁。
- 23) 前掲17) 120-125頁。
- 24) 前掲20)。
- 25) 前掲6)。たとえば, 陸奥国守山陣屋, 梁川陣屋, 桑折陣屋などが挙げられる。
- 26) 釈敬順「十万庵遊歴雑記第四編」, 文化11(1814)年刊(江戸叢書刊行會編『江戸叢書巻の六』江戸叢書刊行會, 1916, 84-86頁所収)。
- 27) ①小野寺淳「水戸道中の特色」(茨城県教育庁文化課『茨城県歴史の道調査事業報告書近世編I 水戸道中』茨城県教育委員会, 2013), 2-8頁。②西山智春「上町・下町の社会生活」(牛久市史編さん委員会『牛久・城中の民俗—水辺と町場の生活—』牛久市, 1993), 111-127頁。
- 28) 千鍾房須原屋茂兵衛「文化武鑑」, 文化2(1805)年刊, 東京大学総合図書館蔵。山口氏は江戸に上屋敷(現在の赤坂溜池の南部)と下屋敷(同西麻布)の2つを構えていた。幕末期, 上屋敷は4,891坪, 下屋敷は25,252坪の広さがあった(児玉幸多監修「特装版 復元・江戸情報地図 五千分の一」朝日新聞社, 1996)。
- 29) 前掲17) 214頁。
- 30) 正源寺住職に対する聞き取り調査による。
- 31) 前掲15) ②48-49頁。住民に対する聞き取り調査による。
- 32) 木村は「水戸表より多人数通行二付休泊取調帳」(安政6(1859)年)に基づき, 安政6年に牛久宿に存在した旅籠と屋号を明らかにした(前掲15) ②48-49頁)。
- 33) 木村は「休泊名前附番帳」(文久2(1862)年)に基づき, 文久2年に牛久宿に存在した旅籠と屋号を明らかにした(前掲15) ②49頁)。
- 34) 前掲17) 285-294頁。
- 35) 永井博「参勤交代の実態—水戸道中を中心に—」(前掲27) ①11-20頁)。
- 36) 前掲35)。
- 37) 前掲27) ①49頁, 69頁。

- 38) 前掲17) 266-268頁。
- 39) 水戸市史編さん委員会『水戸市史 中巻 (五)』水戸市, 1990, 300-301頁。
- 40) 前掲12) ①, ③の端書に記載。
- 41) 前掲17) 158頁。
- 42) 前掲12) ①, ③。
- 43) 「河内郡城中村旧陣屋並添屋敷周囲見取略図」明治6(1873)年, 土浦市立博物館所蔵の端書に記載。
- 44) 新井 勉「幕末・維新时期における牛久藩の動向」牛久市史研究8, 1999, 60-72頁。
- 45) 前掲17) 785-787頁。
- 46) 前掲17) 795頁。現在の牛久市南1丁目・2丁目付近にあたる。
- 47) 前掲17) 796頁。
- 48) 牛久市史編さん委員会『牛久市史 近現代 I』牛久市, 2001, 3頁。
- 49) 「旧新治県官員履歴」, 「旧新治県官員履歴下」(茨城県立歴史館史料部編『茨城県立歴史館史料叢書2 内閣文庫蔵茨城県史料下』茨城県立歴史館, 1999, 119-149頁所収)による。
- 50) 前掲48) 21頁。
- 51) 前掲17) 797頁。なお, 賢勝の子は画家小川芋銭である。
- 52) 前掲17) 798-799頁。
- 53) 前掲49)。
- 54) 前掲18) 23-36頁。
- 55) 「地押調査更正地図」(明治29年, 水戸法務局取手出張所保管)による。
- 56) 土地台帳より集計した。
- 57) 前掲11)。
- 58) 牛久市史編さん委員会『牛久市史料 近代 I』牛久市, 1998, 481-482頁所収。
- 59) 「原野拝借開墾追願」(明治16年3月, 前掲58) 482-483頁所収)による。
- 60) 「拝借地開墾人に関する上申書下書」(明治24年7月, 前掲58) 485-486頁所収)による。
- 61) 「地所払下認可指令」(明治26年11月, 前掲58) 488-490頁所収)による。
- 62) 払下による所有権取得者は, 1年後の売渡証文により知ることができる(前掲58) 492-506頁所収)。
- 63) 前掲62) の史料より判断できる。
- 64) 前掲48) 206-207頁。
- 65) 前掲55) (城中村の範囲) の端書には地主惣代の名前と印が押されている。城中村の地主惣代は他に「野口豊之助」, 「昼田半次郎」, 「大澤傳右衛門」, 「中島庄平」がいる。
- 66) 明治30年以降, 土地の所有者が変更となった場合, 土地台帳には新所有者の名前が列記されるようになった。
- 67) 前掲60) の史料より, 旧藩士のほとんどが旧牛久藩領及びその周辺地域に居住していたことがわかる。
- 68) 土地台帳では所有者の居住地が異なる場合, 本宅の住所を記載している。
- 69) 前掲48) 22頁。
- 70) 商家に対する聞き取り調査による。